

発行
長野市旭町1098
長野県教職員組合



号外 2017-96

2017年11月22日

地域懇談会での意見反映の観点

12月からの地域懇談会で意見反映を!

「学びの改革 基本構想」は、3月、県民の意見を十分聞くことなく、教育委員会定例会で決定され、11月15日には「県立高校『学びの改革 実施方針』策定に向けて」が出されました。問題はさらに大きくなっています。

高校入試等についても連動して変えられようとしています(裏面)。問題点を知り、より良い県立高校のあり方を議論していきましょう。小中学校での指導内容とも直結します。12月12日より2回目の地域懇談会が計画さ

られています。(裏面に日程等) 声を上げ続けていくことが大切です。地域懇談会での意見反映の観点をまとめてみました。「要請」の内容も参考にしてください。

「少子化の進行」で「いざその基準に該当」するから変えないというの言い訳です。「基準」に関係なく「地域の協議会」ですぐに再編計画を確定させようとしている3〜4学級募集の学校の

「再編基準」は変えない? 県教委が行った県民調査では、3〜4学級募集の高校を40%の県民が支持していました。また、県教委自身が、規模により「生徒に寄り添った、きめ細やかな支援を行うことができる(「基本構想」)」としていることから、都市部存立普通校は5学級募集で検討開始などとしている「再編基準」は見直されるべきです。クラブ活動や専門的な科目の設置の難しさなどが理由とされていますが、合同チームやクラブチームへの移行、教員配置の充実などにより解決されるべき問題です。

全県の再編計画を2021年3月までに確定? 1. 「学びの改革 基本構想」では「基準に該当」したところから「検討を開始」することになっていました。しかし、県が主導して、旧12通学区ごとに「高校の将来像を考える地域の協議会」を設置させ、2020年3月に1次分、翌年3月にはすべて地域で再編計画を確定するというスケジュールが出されました。「教育効果・投資効果の最大化を目指す」と明言し、統廃合をすすめようとしていることは容認できません。

県立高校『学びの改革 実施方針』策定に向けての問題点

長野県教育委員会
教育長 原山隆一 様

2017年11月16日

長野県高等学校教職員組合
執行委員長 細尾 俊彦
長野県教職員組合
執行委員長 高木 義隆

「県立高校『学びの改革 実施方針』策定に向けて」に関する要請

記

- 「学びの改革 基本構想」で示された再編基準について、今後の地域懇談会等の意見も踏まえ、さらに検討を加えること。
 - ゆきとどいた教育を保障するため、少人数学級編制を早期に実現すること。「学校の課題や生徒の状況に応じた少人数学級の研究」については、極めて限定的なモデル方式ではなく、対象校を広げ、財政的な措置を伴った施策とすること。
 - 都市部存立校と中山間地存立校に学びには差をつけず、どの地域においても等しく学びが保障されるよう教育条件の改善につとめること。
 - 都市部普通校の1学年3〜4学級の学校については、県民の4割が適切な規模(2015年県民調査)と考えており、「教員の目が生徒一人ひとりに届き、生徒に寄り添ったきめこまやかな支援ができる(基本構想)」学校として存続させるよう基準を見直すこと。
 - 中山間地の高校においては、自治体の財政力によって学校の存続が左右されないよう、県として責任をもつこと。
 - 個々の学校の歴史や住民の思いを受け止め、切り捨てることがないよう配慮すること。
 - 第1期再編について県民の声を反映させた総括をしたうえで、第2期再編をおこなうこと。
- 「再編整備計画」を2021年3月に確定するというスケジュールは撤回すること。また、少子化の進行は地域ごとに違いがあるにもかかわらず、県全体の「再編整備計画」を2021年3月までに確定するために、それに合わせて「地域の協議会」で地域の高校の配置の青写真をつくることを求めることはやめること。
- 「3つの方針」は高校に導入しないこと。また、「入学者選抜制度等検討委員会」の答申がでない時点で、「生徒受入れ方針」(アドミッション・ポリシー)を反映した入学者選抜制度がすでに決定しているかのような記述は削除すること。
- ICT機器に過度に依拠した教育を求めず、「人と人が向きあう」教育を重視し、それに見合った教職員配置をすること。
- 「選択と集中」によるモデル校方式は、一部モデル校への重点的な予算配分を行うものとなり、教育の格差をいっそう広げることにつながるため、行わないこと。
- 「高校の将来像を考える地域の協議会」には中学生・高校生、保護者、教職員、職員団体の代表、公募委員を含むようにすること。
- 「実施方針(案)」の公表後、さらに地域懇談会を開催するなど、県民の意見をよく聞き、改革に反映させること。

存続を訴えていきましよう。すべての県立高校が「3つの方針」を策定する? 1. 「3つの方針(どのようない生徒の入学を望むのか・どのような教育を行うのか・どのようなか)の策定を求めている

す。文科省が大学改革の中で求めたものを、そのまま高校現場に持ち込もうというものです。高校の特色を競わせるものになっていく危険性があります。そもそも、どの地域でも「同質の学びの保障」がされるべきであり、「どのようない生徒の入学を望むのか」

を打ち出すことは、憲法が保障する「教育を受ける権利」を侵害する恐れがあります。モデル校方式で新たな学びの場? 1. 「スーパー探究科」「信州型SGH」「国際バカロレア研究」「産業スペシャリスト

育成」「統合新校による『新しい学校』」などが上げられています。「少人数学級モデル校」も提案されていますが、一部のモデル校のみに重点的な予算配分を行うことになり、教育の格差をいっそう広げることにつながりかねません。

「地域懇談会」が開催されます

Table with 2 columns: Date/Location and Time. Lists regional discussion events from Nov 17 to Dec 16 across various municipalities like Nagano City, Utsunomiya City, etc.

県教委が示している今後の予定

- 2018年 3月 「高校改革」の公表
2018年 9月 「高校改革」の夢に挑戦する学びの実施方針(案)の公表
2019年 9月 「再編整備計画(1次分)」策定
2020年 3月 「再編整備計画」策定
2021年 3月 「再編整備計画」確定

高校入試が変わる?

長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会参加報告

長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会は、本年度設置され、県教組からも木下女性部長が代表で参加してきました。3回目までは基本的な情報の共有を行い、4回目で「論点」が整理され、議論の方向が示されてきました。

検討委員会の中で県教委が出してきている資料から「素案」に盛り込まれると思われることをまとめてみました。

「募集の観点」を示し、希望する生徒が出席しています。しかし、公立の後期選抜で、普通科を含む全ての高校が「どのような生徒の入学を望むのか」を示す必要があるのではありませんか。入学した生徒に合わせた「人格の完成」を目指しては困ります。

「学力の3要素」に対応した入試にする? 学力検査を全員に課す? 前期選抜をやめ、後期の日程に一本化? 「特色化」の枠を設け、傾斜配点を導入する?

2017年11月21日

長野県教育委員会 教育長 原山 隆一 様

長野県教職員組合 執行委員長 高木 義隆

高校入試制度等の検討にかかわる申し入れ

日頃より長野県教育の充実・発展のためにご尽力いただいておりますことに敬意を表します。さて、本年度「長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会」が設置され、10月までに4回の委員会が行われました。そもそも、この「検討委員会」は3月に決定された「学びの改革 基本構想」の中で、「『学力の3要素』を適切に評価する入学者選抜制度の在り方について検討を行っていく」として始められており、「現在の前期選抜では(中略)学力検査が課されないことが中学生期の最後の学力伸長や基礎学力の定着を妨げているとの意見もある(「基本構想」)」などというきわめて曖昧な表現から前期選抜についての論議がスタートしてきていました。「学びの改革 基本構想」は、決定後に広く県民の意見を聞くとされ、地域懇談会などで高校教育のあり方や、再編基準などについてさまざまな意見や疑問が出されているところのものです。「学びの改革 実施方針」の策定は、「理解が不十分」などとして、半年先送りされました。一方、「理解が不十分」な中、高校入試制度等の検討はすすめられ、「素案」として一定の結論を急ごうとしていることは、大きな問題です。新学制発足後、文部省(当時)は1949年に「入学者選抜」について「選抜しなければならぬ場合も、これはそれ自体として望ましいものではなく、やむを得ない害悪であって経済が復興して新制高等学校で学びたい者に適当な施設を用意することができるようになれば直ちになくすべきものであると考えるべきではない」と「望ましい運営の指針」の中で述べています。憲法が保障している「教育を受ける権利」に基づき、高校への「入学希望者全員入学」の方向が、今でも追求されるべきだと考えます。しかし、高校教育を受けるに足る適格者を選ぶとの「適格者主義」により、高校入学者選抜が行われてきた歴史があります。長野県においても、さまざまに検討され、変更されてきていますが、受験競争の激化、都市部校への志願者の集中など多くの問題が生じています。今後の「検討委員会」での審議の進め方について、下記のとおり要請いたします。

記

- 1 「学びの改革 基本構想」は、いまだ理解を求めている段階のものに過ぎない。検討の前提として位置づけるのではなく、批判的な意見も受け付けること。
2 制度変更にあたっては、理由付けのデータが不十分であると思われる。検討時間をさらに確保し、前期選抜を含む現行制度に対する評価などを過不足なく行うこと。
3 「検討委員会」に対して「どのような生徒の入学を望むのか(AP)」などの策定を答申するよう押しつけないこと。
4 受験競争が激化し、生徒や教職員の負担を増やす制度にならないよう配慮を求めること。
5 通学区の拡大等により「生活・通学圏域」を越えて多くの流入が生じている状況を踏まえ、どの地域においても公教育を保障していくという立場を明確に示し、検討をすすめさせること。
6 委員が自由に意見を述べ合うだけではなく、事実をもとにして議論が深まるように、適切な情報提供を行い、早めに検討のテーマを提示すること。

通学区を全県で1つに? 3区(南信)と1区(北信)との関係は一定整理されるべきですが、さらに流入の増加を促すことにならないか心配です。県教委は、高校配置について「実質的な生活・通学圏域である旧12通学区が基本」としています。この地域であっても「同質の学びを保障する」よう、教育条件の整備を求めていくことが必要だと考えます。

学力の3要素: 「生きて働く『知識・技能』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や生活に活かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」(平成28年8月、中央教育審議会)